山梨県立富士北麓駐車場管理運営の基準

平成 25 年 6 月

山梨県観光部観光資源課

目　次

１．施設及び設備器具の維持保全に関する業務

（１）個別業務

①清掃業務 ・・・

１．施設及び設備器具の維持保全に関する業務

① 清掃業務仕様書

区分		清掃箇所	清　掃　方　法
日常清掃	床	風除室	1 自在箒、真空掃除機等を用いて除塵し、モップで水拭きし、水跡を残さないよう乾拭きをする 2 雨天時は水、泥の拭き取りを随時行う
		観光情報コーナー	1 自在箒、真空掃除機を用いて除塵する 2 雨天時は水、泥の拭き取りを随時行う
		無料休憩コーナー	1 自在箒、真空掃除機を用いて除塵する 2 雨天時は水、泥の拭き取りを随時行う
		事務室	1 スイパー(手動掃除機)または真空掃除機で除塵する 2 汚れに応じ洗剤で洗浄する
		室内トイレ	1 自在箒、真空掃除機等を用いて除塵し、洗剤を用いてモップ、デッキブラシで水拭き後、空拭きをする
		湯沸かし室	1 自在箒ではき、水拭きをする 2 汚れに応じ洗剤で洗浄する
		屋外トイレ	1 洗剤を用いてデッキブラシにより水洗いをする
	床以外	風除室	1 集塵マットを真空掃除機を用いて除塵する(必要に応じ、水洗いする) 2 入口ガラス、金属部分及び備品類を水拭きし(汚れに応じ洗剤を用いる)、水跡が残らないよう乾拭きする
		観光情報コーナー	1 長椅子類を水拭きした後、空拭きする 2 展示設備類を、化学雑巾(はたき)等で除塵する
		無料休憩コーナー	1 長椅子類を水拭きした後、空拭きする 2 展示設備類を、化学雑巾(はたき)等で除塵する
		屋外トイレ	1 ゴミ・汚物の分別処理及び汚れに応じ容器の洗浄を行う 2 洗面台・鏡を汚れに応じ洗剤により磨きあげ、水跡が残らないよう乾拭きをする 3 衛生陶器を洗剤を用いて洗浄し、水拭きする 4 トイレットペーパ、石けんを補充する
		事務室	1 ゴミの分別処理を行う 2 集塵マットを真空掃除機を用いて除塵する
		湯沸かし室	1 ゴミ、生ゴミの分別処理を行う 2 流し台、給湯器周辺は汚れに応じ、洗剤・磨き粉等により洗浄し、空拭きする
		ごみ搬出	1 ゴミは分別し、袋につめて所定の場所に搬出する(毎回)
		建物周り (インターロッキングブロック部分)	1 自在箒等によりゴミ、落ち葉の拾い掃きをする
		喫煙所(7，8月のみ)	1 吸い殻を収集し、所定の場所に搬出する。
定期清掃		床清掃 1回／月	1 全面を洗浄し、ポリシャワーで専用ワックスを塗布する
		窓ガラス清掃 2回／年	1 専用洗剤を用いてガラス全面の洗浄(両面)を行う 2 スクイージー等を用いて汚水を切り、水跡が残らぬよう乾拭きをする
		照明器具清掃 1回／年	1 専用洗剤を用いて洗浄(両面)を行う 2 電灯、反射板等は、水跡が残らぬよう乾拭きをする
		駐車場 1回／週	1 ゴミ拾い

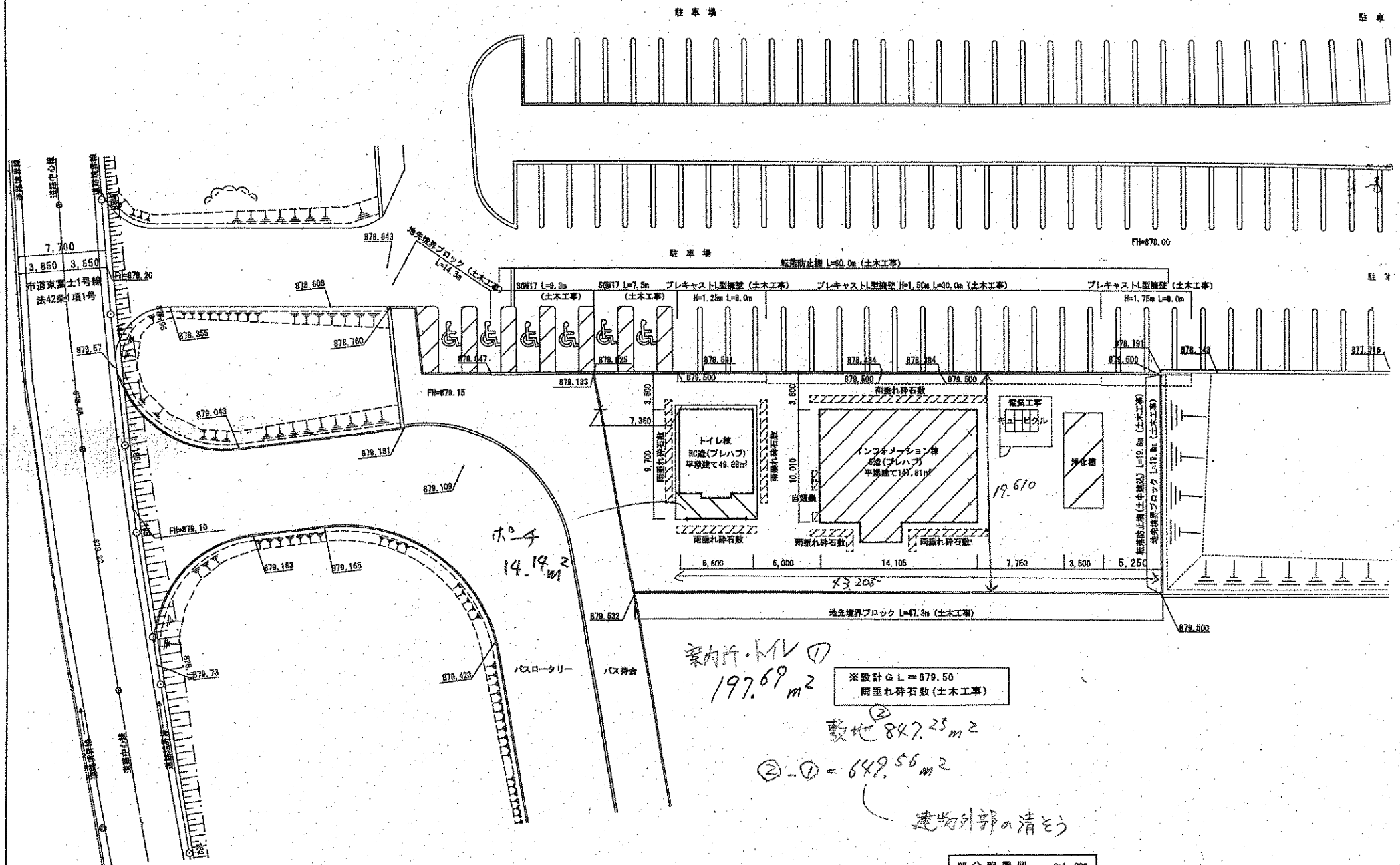
駐車場
駐車
FH=878.00
転落防止柵 L=60.0m (土木工事)
SGW17 L=9.3m (土木工事)
SGW17 L=7.5m (土木工事)
プレキャストL型擁壁 (土木工事) H=1.25m L=8.0m
プレキャストL型擁壁 H=1.50m L=30.0m (土木工事)
プレキャストL型擁壁 (土木工事) H=1.75m L=8.0m
地先境界ブロック (土木工事) L=14.3m
878.643
878.608
878.355
878.760
878.57
878.647
878.625
878.581
878.584
878.584
878.191
878.143
878.500
878.133
FH=879.15
879.043
879.181
879.109
FH=879.10
879.183
879.165
879.73
878.423
バスロータリー
バス待合
ポーチ
14.19m²
トイレ棟
RC造(プレハブ)
平屋建て49.88m²
インフォメーション棟
S造(プレハブ)
平屋建て147.81m²
雨垂れ砕石敷
前庭
電気工事
キュービクル
浄化槽
19.610
転落防止柵 (土中建込) L=19.8m (土木工事)
地先境界ブロック L=19.8m (土木工事)
3,500
7,360
9,700
10,910
6,600
6,000
14,105
7,750
3,500
5,250
43,205
地先境界ブロック L=47.3m (土木工事)
879.532
879.500
7,700
3,850
3,850
市道東富士1号線
法42条1項1号
案内所・トイレ ①
197.69m²
※設計GL=879.50
雨垂れ砕石敷(土木工事)
敷地 ② 847.25m²
②-① = 649.56m²
建物外部の清そう
部分配置図 S=1:300

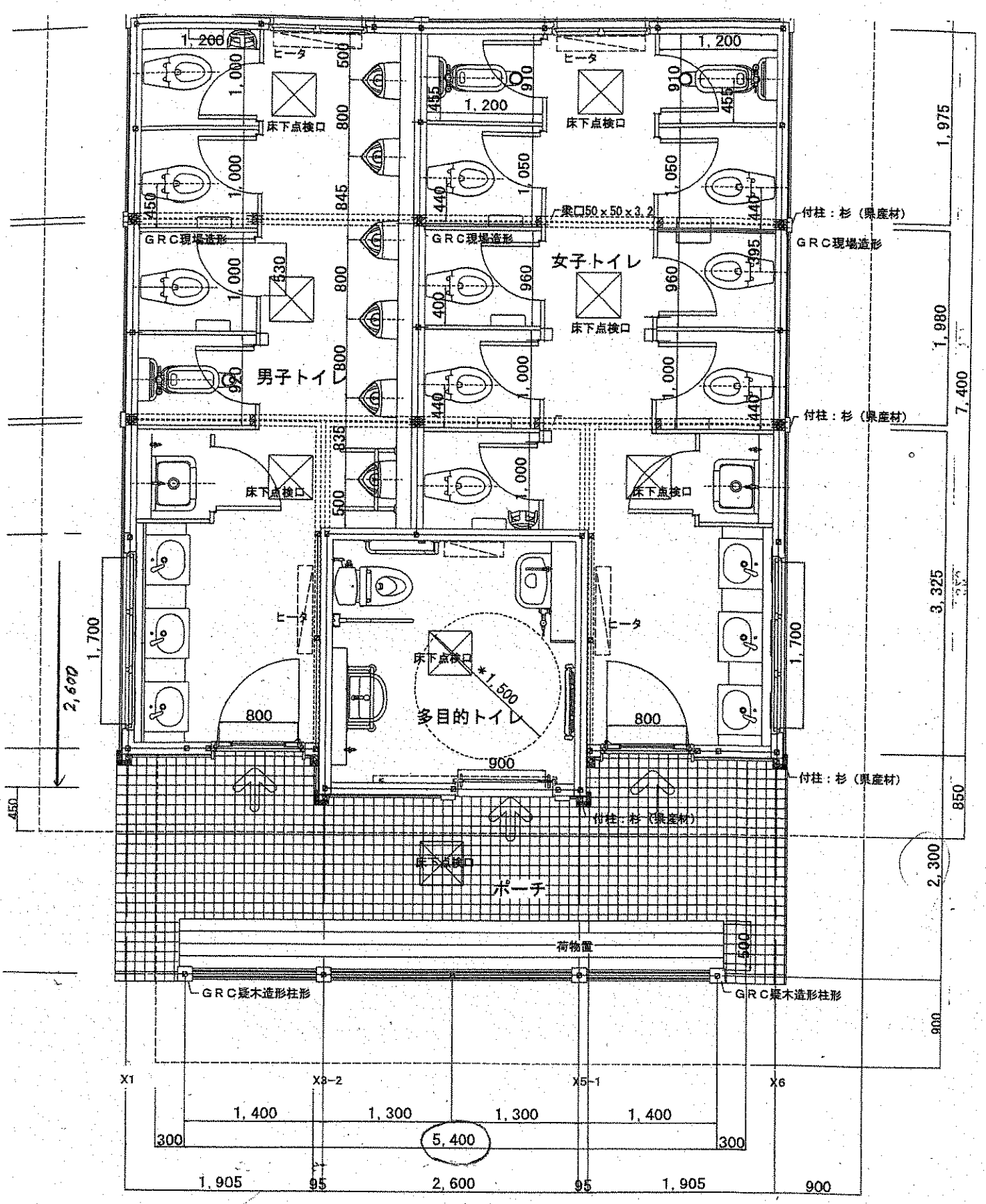

多目的トイレ　2.6×5.4＝14.04㎡

一般トイレ　49.88㎡－14.04㎡＝35.84㎡

平　面　詳　細　図　　S=1：50

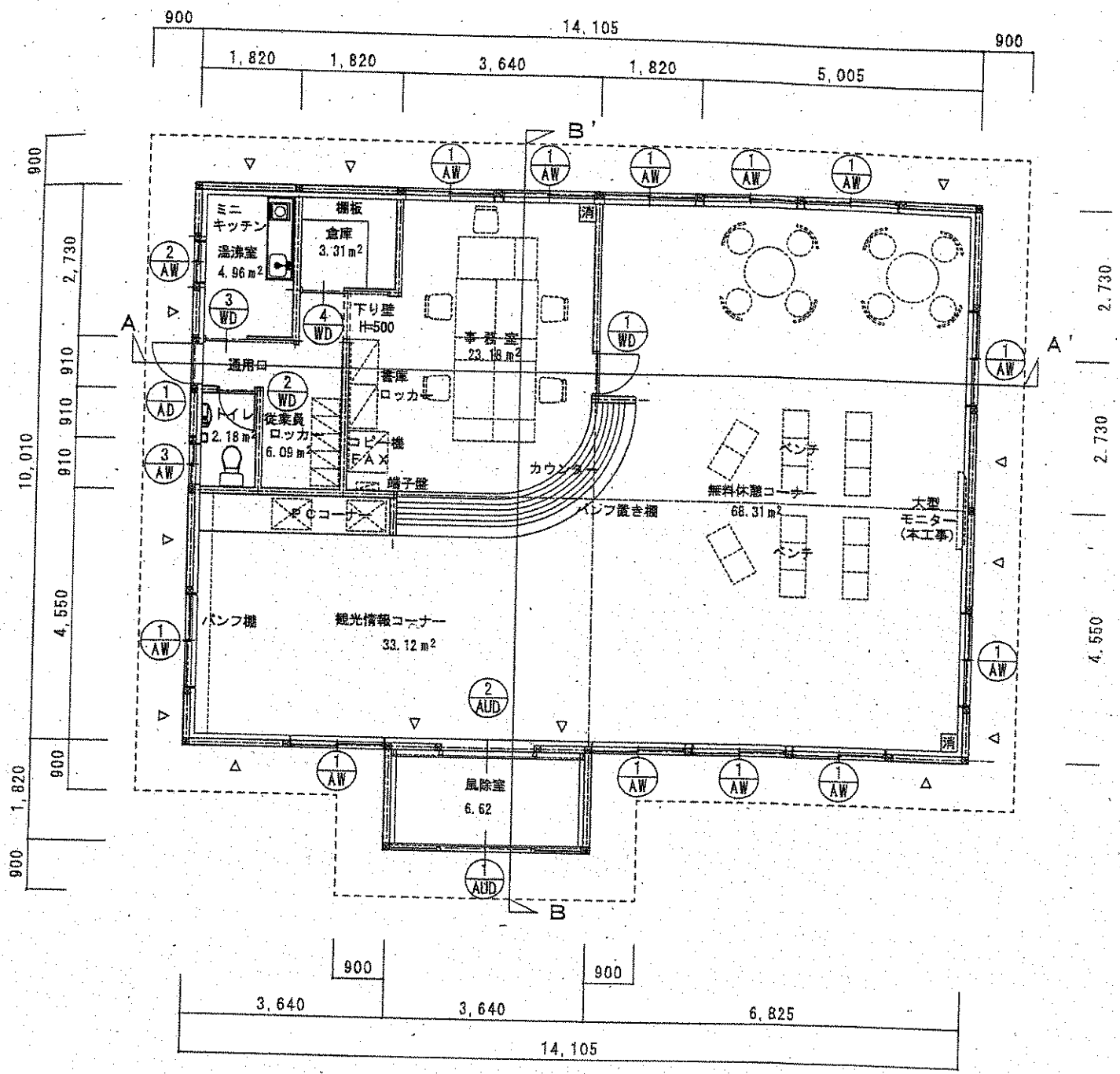

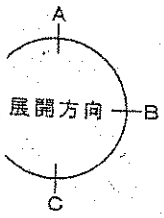

平　面　図　　S=1：100　　147.81㎡

⊠ —— 柱 位 置

△ —— 壁ブレース位置

消 —— 消火器を示す。（別途）

パンフ棚、ベンチ、椅子、テーブル（別途）

※構造耐力については法20条第4項イに基づく。

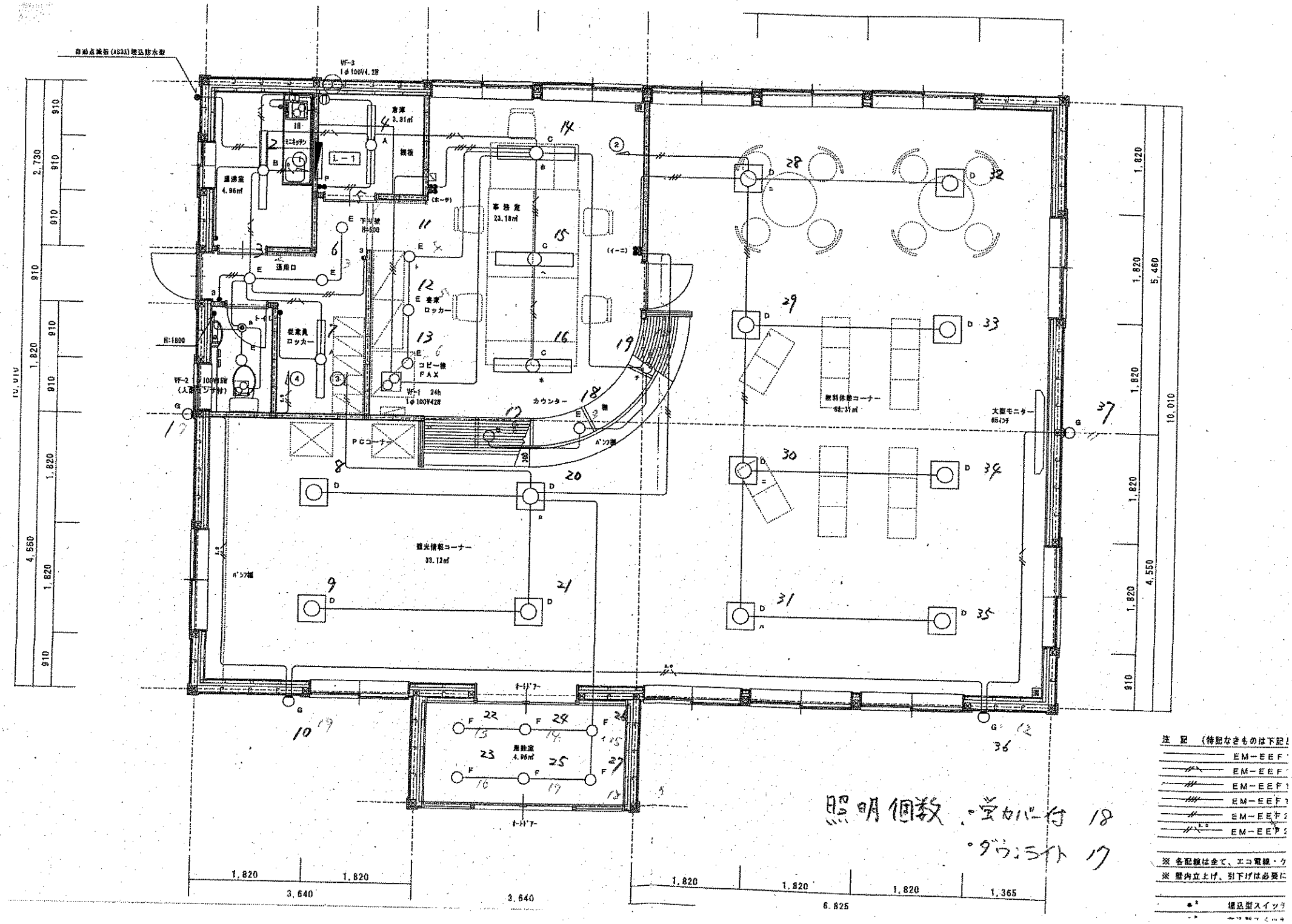

照明個数 ・壁カバー付 18
・ダウンライト 17

注記 (特記なきものは下記)

EM-EEF
EM-EEF
EM-EEF
EM-EEF
EM-EEF
EM-EEP

※ 各配線は全て、エコ電線・ケ
※ 盤内立上げ、引下げは必要に

埋込型スイッ

② 除草業務仕様書

1 実施箇所

・第１駐車場～第４駐車場　（残置森林際を含む）

・観光案内所、トイレ周り

・通路及び駐車場外苑部分

のうち、別図により指定する場所

2 作業日程等

(1) ６月から８月は毎月上旬の日（マイカー規制等の行事日は除く。）に行うこととし、９月から１１月については、草木の繁茂状況を見ながら１回行うものとする。

(2) 作業日程は、事前に駐車場の使用状況を県に確認の上、決定すること。

3 業務内容

(1) 除草した草は、全て収集し、富士吉田市で指定する場所に運搬すること。

(2) 駐車場内に散乱した草等は、きれいに清掃除去すること。

(3) 立木、建造物の周りを除草する際は、傷をつけないように配慮して作業すること。

3 作業機器

必要な機器等は、指定管理者が用意する。

4 その他留意事項

(1) 駐車場利用者等の安全確保に努めること。

(2) 除草の際は、小石等が飛散する場合があるので、注意して作業を行うこと。

(3) 業務は、関係法令等に基づき実施すること。

土地利用計画図　　縮尺 1:1,000

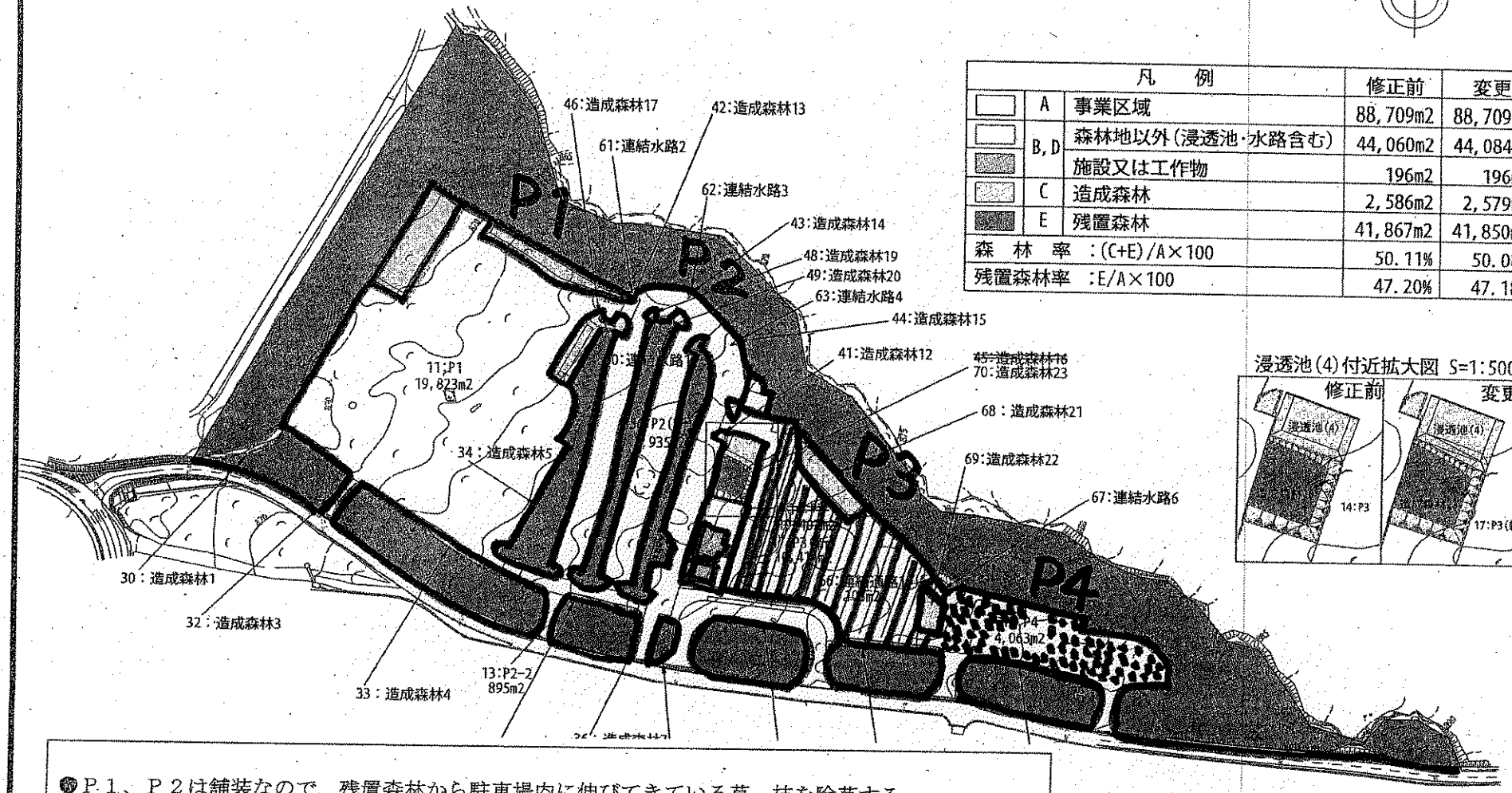

凡　例			修正前	変更
	A	事業区域	88,709m2	88,709m2
	B,D	森林地以外(浸透池・水路含む)	44,060m2	44,084m2
		施設又は工作物	196m2	196m2
	C	造成森林	2,586m2	2,579m2
	E	残置森林	41,867m2	41,850m2
森　林　率　:(C+E)/A×100			50.11%	50.08%
残置森林率　:E/A×100			47.20%	47.18%

浸透池(4)付近拡大図 S=1:500

- P.1、P２は舗装なので、残置森林から駐車場内に伸びてきている草、枝を除草する。
- P３は芝、P４は砕石なので、駐車場内に生えている雑草を除草し、残置森林との境も除草する。
- 浸透池の法面に生えている雑草を除草する。
- 観光案内所、トイレの建物の際に生えている雑草を除草する。
- 駐車場に面した市道に伸びている残置森林の草、枝を除草する。

③　一般廃棄物処理業務仕様書

1　収集回数

原則として、週２回行なうこととする。

富士スバルラインマイカー規制期間中は、週２回以上の回収を依頼すること。

2　法令等の遵守

（１）収集・運搬処理業者を委託するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく富士吉田市の許可を受けた事業者に委託すること。

（２）ゴミ袋は、富士吉田市指定のものを使用すること。

3　集積場所の清掃等

指定管理者が決定する集積場所については、鳥獣害防御ネット等により鳥獣被害を防ぐこと。また、常に清掃を行なうことにより、駐車場の景観を損なわないよう配慮すること。

4　その他

飲料自動販売機の空き缶及びﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙは、必ず自動販売機設置業者に回収させること。

④　機械警備業務仕様書

１．警備対象物件

警備対象物件は次のとおりとする。

（１）山梨県立富士北麓駐車場　観光案内所

（２）上記の敷地、建物、附帯施設諸物件（設備、物品等）

２．警備体制

（１）警備は、自動警報警備により実施すること。

（２）自動警報警備は、電子通知システムによるもので、無人の場合、警備所内への不法侵入及び火災の現象を早期に感知し、これが管制本部に自動的に感知され、通知を受けた管制本部においては、最寄りのビートパトロール員（機動巡回警備隊員）及びアラーム緊急要員に現場急行を指令するとともにその事件内容によって警察署又は消防署へ緊急出動を依頼して適切な処置をとり警備の万全を図ることができるものであること。

３．警備装置設置箇所

警備装置設置箇所は、別図のとおりとする。

４．留意点

現在、富士北麓駐車場観光案内所の機械警備については、県とセコム山梨株式会社との間で、平成２３年７月１日から平成２８年３月３１日までの間、長期継続契約を締結しているので、平成２６年度及び２７年度については、この契約を変更し、指定管理者とセコム山梨株式会社の契約とし、年額１６３，８００円（税込）を支払うものすること。平成２８年度以降の指定管理期間については、指定管理者において契約を結ぶものであること。

⑤ 浄化槽保守点検業務仕様書

浄化槽の保守点検に当たっては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、同法施行令及び環境省関係浄化槽法施行規則に定める基準に従って行うこと。

Ⅰ 対象となる物件

（1）方　式　　担体流動・濾過方式
（2）型式名称　　ＰＣⅡ－220ＢＸ（フジクリーン工業株式会社）
（3）対象人員　　220人
（4）汚水量　　13 ㎥
（5）流入ＢＯＤ　240 mg/l
（6）放流ＢＯＤ　20 mg/l

Ⅱ 保守点検の内容

1 ばっ気型スクリーン

①散気用のバルブを閉じて、砂が堆積していないか確認し、堆積している場合は、取り除くこと。
②スクリーンの目詰まりをチェックし、スクリーン滓は掻き集めて汚泥濃縮貯留槽へ投入すること。

2 流量調整槽

(1) ばっ気型スクリーン

1と同様とする。

(2) 計量調整装置

①流入汚水量を計算して、担体流動槽への移流量を決定すること。この場合において、移流水量は逃し堰を調整し、装置内にある目盛板にて確認すること。
②計量調整装置は点検毎に固形物などの付着や、堆積物が無いかを確認すること。堆積物が多い場合は、ドレイン栓を開けて掃除を行うこと。

(3) 計量ポンプの運転

①ポンプが正常に運転しているかを手動、自動運転を行いチェックすること。
②計量ポンプのアワーメーター値を記録すること。

(4) 非常用ポンプの運転

ポンプが正常に運転しているかを手動、自動運転を行いチェックすること。

(5) 移流水の状態

移流水が著しく汚泥色をしている場合は、流量調整槽の撹拌不足による懸濁物質（ＳＳ）の堆積、または汚泥濃縮貯留槽からのＳＳの流出が考えられるため、撹拌装置及び汚泥濃縮貯留槽の状態を確認すること。

3 夾雑物除去槽

(1) スカムの確認

スカム厚を透明塩ビパイプなどで確認し、調整を行うこと。

(2) 堆積汚泥の引抜き

①汚泥濃縮貯留槽の汚泥引抜きを行う前に、汚泥引抜きエアリフトを作動させ、堆積汚泥を引き抜くこと。
②堆積汚泥の状況を透明塩ビパイプなどで確認し、堆積汚泥が多い場合は、(1)と同様の調整を行うこと。

(3) エアリフトの掃除

エアリフトが作動していないことを確認してから汚泥引抜きエアリフトの点検口を外し、内部をブラシなどで掃除すること。

(4) 移流水の状態

担体流動槽への移流水を採取し、その状態を観察すること。この場合において、夾雑物除去槽への流入水よりもＳＳが多い場合は、夾雑物除去槽に堆積しているＳＳが流出している可能性があるため、流量調整槽の移流水量の設定が適切か、底部に汚泥が大量に堆積していないか確認すること。

4　担体流動槽

(1) 担体の流動性確認

①担体が正常に流動しているか（滞留している担体がないか）確認すること。滞留している担体がある場合などには、空気逃しバルブを用いて状態を調整すること。
②担体分離装置のスリット部分に流動した担体が当たり、スリット部が常に洗浄されていることを確認すること。

(2) 散気装置の目詰まり

①散気の状況から目詰まりと考えられる場合は、次の方法により解除すること。
(a)空気送器（ブロワ）を２台起動して一時的に風量を上げ、目詰まりを解消すること。
(b)散気装置の一方の散気バルブを閉じ、対象系列の風量を上げて、目詰まりを解消すること。

(3) ｐＨ（水素イオン濃度指数）

5.8～8.6 の範囲にあれば概ね良好であるが、7.0 前後が望ましい。

(4) ＤＯ（溶存酸素量）

3ｍｇ/Ｌであることを確認すること。ＤＯが 3ｍｇ/Ｌを下回る場合は、調整すること。

(5) 発泡

著しい発泡が認められた場合は、槽内に設置されている消泡剤を使用すること。

(6) 担体分離装置の掃除

①担体分離装置はスリット構造になっており、スリットは、流動する担体が当たることにより常に洗浄されるが、念のため、点検毎にブラシなどで掃除すること。
②担体流動槽の水位が異常に高い場合（担体分離装置の中心位置よりも高い場合）または、過去に水位上昇が起こった跡が認められる場合は、担体分離装置または担体濾過槽の閉塞が起こっている可能性があるため、調整を行うこと。

5　担体濾過槽

(1) エアリフトの掃除

汚泥引抜き及び返還エアリフトの点検口を外し、内部を井戸水を用いて掃除すること。この場合において、エアリフトポンプ作動中に点検口を外すと汚水が吹き出る恐れがあるので、エアリフトが作動していないことを確認してから行うこと。

(2) 担体分離ネットの掃除

①担体分離ネットに汚泥が堆積している場合は、逆洗工程が適正に行われていない可能性があるため、適正に調整すること。

②担体分離ネットは、点検毎にブラシなどで清掃すること。

(3) 逆洗装置

①左右の逆洗状態に偏りが見られる場合は、バルブで調整すること。

②担体分離ネットに生物膜が大量に堆積している場合は、逆洗装置の目詰まりの可能性があるため、次の方法により対応すること。

(a)夾雑物除去槽の汚泥引抜き量調整バルブを「全閉」にする。

(b)手動で逆洗装置を作動させ、1系列のみバルブを開け、それ以外の逆洗バルブを閉じる。

(c) (b) の操作を1分程度行った後、別の系列の逆洗バルブを(b)と同じ方法で洗浄する。

(d)担体濾過槽の汚泥引抜きエアリフトを作動させ、剥離した汚泥を引き抜く。

(e)夾雑物除去槽の汚泥引抜き量調整バルブを元に戻す。

(4) 流出水

担体濾過槽流出水を採取し、観察すること。SSが多く含まれる場合（透視度が２０以下の場合）は、計量調整装置の移流量の調整や、汚泥引抜きが適正に行われていない可能性があるため、適正な値に調整すること。

6　消毒槽

(1) 消毒器の取付状態

処理水と薬剤が効率よく接触するために、消毒器が垂直に設置されているか確認すること。

(2) 消毒器廻りの掃除

消毒器を取り外し、消毒器底部やトイに消毒剤の固まりなどが付着していないか確認すること。付着している場合は、ブラシなどで取り除くこと。

(3) 消毒剤の補充

消毒剤が不足しないよう、補充すること。

(4) 残留塩素の測定

簡易試験器などを用いて残留塩素が検出されることを確認すること。特に、処理水にアンモニア性窒素が多い場合、有効塩素が消費され、残留塩素が減少するため、消毒剤を有効塩素濃度が高い種類に替える、或いは、消毒器の調整装置を用いて薬剤との接触量を増やすなどの調整を行うこと。

7　放流ポンプ槽

(1) 放流ポンプの運転

①ポンプが正常に運転しているかを手動、自動運転を行いチェックすること。

②フロート設定位置が適正かどうか確認すること。

8　汚泥濃縮貯留槽

(1) 槽内の状態

①汚泥の堆積の厚さ及びスカムの厚さを測定し、水深の１／２以上に濃縮汚泥がある場合は、汚泥の引抜きを検討し、必要性があると判断した場合は、甲に報告し、甲の指示のもと、甲が別に委託する汚泥引抜き業者の汚泥引抜き業務に立会い、指示を行うこと。

②脱離液返送管より汚泥が流出している場合も①と同様とする。

9　その他

(1) **ブロワ**

ブロワの点検を行うこと。

(2) **昆虫類の発生**

蚊・蠅等が発生している場合は、吊り下げ型の殺虫剤を使用すること。

(3) **流入管、放流管、会所枡等の清掃**

異物などによる閉塞がないか確認し、異物がある場合は取り除くこと。

１０　水質検査

(1)　処理水の放流先水域の環境保全のため、処理が良好に行われていることを確認する目的で、定期的に水質検査を行うこと。

(2)　水質検査では、下表に示す項目について検査し、目標水質を満足していることを確認すること。

項　　目	放流水質
ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）（mg／L）	20 以下
ｐＨ	5.8～8.6
大腸菌群数（個／㎤）	3000 以下

１１　その他一般事項

(1)　浄化槽内外の清掃を行い、常に清潔を保つこと。

(2)　金属部分の錆の発生状況を観察し、湿度が多く錆び易い箇所は油拭きとし、その他の部分は乾いたウエスで空拭きとすること。

(3)　各配管の継手、バルブ類の漏れに注意すること。

(4)　この仕様書に詳細に述べられていない機器については、別に取扱説明書があるので熟読の上、作業に当たること。

１２　業務記録

保守点検業務の実施に当たっては、別に定める様式に業務結果を記録させること。

１３　補修及び報告

機械及び電気設備その他において、故障、損耗が発生した場合には、契約条項に基づいて、県と費用を協議の上、運転を中断することがないように措置をし、遅滞なく状況及び事後措置の内容を県に報告すること。

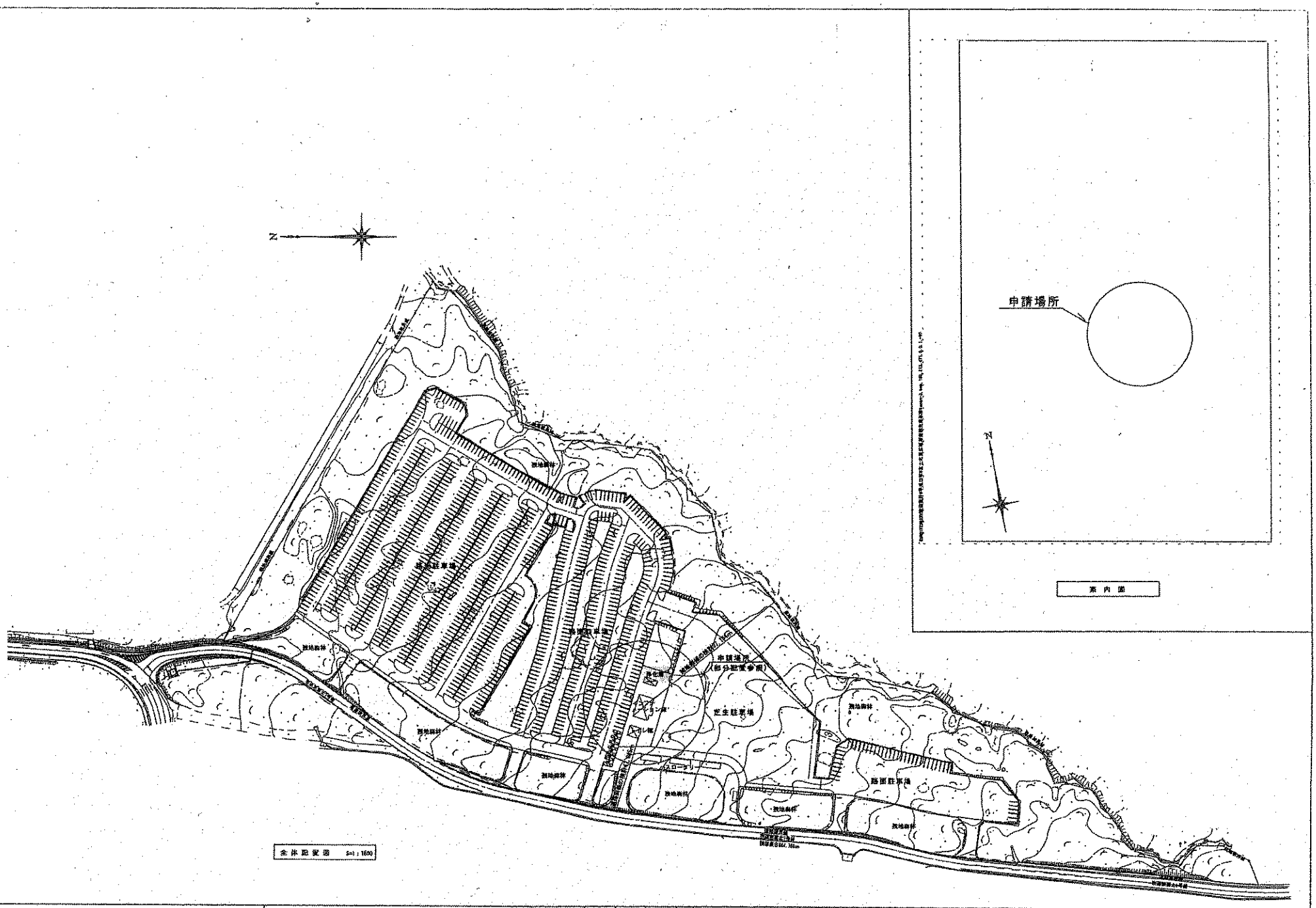
N
申請場所
N
案内図
申請場所
（部分拡大参照）
芝生駐車場
路面駐車場
路面駐車場
既設樹林
既設樹林
既設樹林

設計条件

1、処理対象人員

JIS A 3302-2000 建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準 便所棟は 7、駐車場・ロ 駐車場
インフォメーション棟は 1、集会場施設関係・イ 集会場とする。

便所棟　n＝（200+120ｕ）÷8×t　（Ｏ＝大便器 男 4 ＋ 女 4.5 ＋ 多 0.5）
＝（20×9.0+120×11.6）÷8×1.08　（ｕ＝小便器 男 5 ＋ 女 4.5 ＋ 多 0.5）
＝ 203人槽

インフォメーション棟　n＝0.08A
＝0.08×147.81m2
＝ 12人槽

合計　n＝ 215 人槽 ≒ 220人槽

2、汚水量

便所棟　Q1＝203人×50 L/人・日
＝10,150 L/日

インフォメーション棟　Q2＝147.81m2×16 L/m2・日
＝2,400 L/日

計　Q3＝12,550 L/日 → 13m3/日

3、汚泥負荷

便所棟　Q1＝260mg/L×10,150 L/日
＝2,639 g/日

インフォメーション棟　Q2＝150mg/L×2,400 L/日
＝360 g/日

計　Q3＝2,999 g/日

平均汚泥負荷　Q4＝2,999mg/日÷12,550 L/日
＝238 mg/L ≒ 240mg/L

4、処理方法

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき同法施行例第35条第1項の規定に
適合する型式適合認定浄化槽及び浄化槽法に基づく型式認定浄化槽の事

5、流入及び放流水質

BOD 流入240PPM、放流 20PPM 除去率 90%

6、試運転調整

本施設の能力が、設計条件をクリア出来るように試運転調整を行う事。

7、施工基準

建築基準法、水質汚濁防止法、浄化槽法、山梨県公害防止条例等の関係法規に従い、施工する事。
又、騒音対策、近隣支障対策、市町村規制対策を考慮する事。

8、施工区分

(1) 躯体工事
① 槽本体 FRP製全地下方式
② 槽本体の浮上防止を適切な方法で行う。
③ 槽本体据付の為の基礎はコンクリートで、鉄筋を適当に施した構造とする。尚、コンクリートはFc=21、
鉄筋はSD-295Aとする。
④ 機械室 鋼板製キュービクル型（既付塗装）
⑤ 機械室は防音対策の為、グラスウール貼りとする。（GW25mm）
⑥ 埋戻工事は砕石埋戻とする。（0~40mm再生クラッシャラン）
⑦ 土工事における残土は場外処分とする。
⑧ 埋め戻し土はサンドクッション土とする。
⑨ 上記以外で本工事に必要な工事は全て行う事。
⑩ 岩盤掘は本工事に含む。

(2) 機械設備工事　本工事に必要な機器、装置類の工事を行う。尚、電動機による機器は下記を標準とするが、必要がある場合はその都度勘案する。
① ブロワー（鉄上）2台（自動交互、24hTM）
② 脱窒槽用ブロワー 1台
③ 流量調整ポンプ 2台（自動交互）
④ 臭突用排気ファン

(3) 配管設備工事　本工事に必要な配管工事を行う。尚、配管支持金物はＳＵＳとする。
排水管は硬質ポリ塩化ビニル管（VP）とし、エアー管の露出部は配管用炭素鋼管（白）土中部は硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）とする。
臭突管は硬質ポリ塩化ビニル管（VP）とし、木工事とする。（電服共）

(4) 電気設備工事
① 本工事に必要な2次側の電灯、動力配管配線を行う。
② 制御盤は電灯（1φ）、動力（3φ）各1面で制作し、故障は一括警報（無電力）端子を設ける事。
また水中ポンプ等の回路には各々ELBブレーカーを使用し、マグネットリレー、サーマルリレー等必要な機器類を組込む事。
③ 機械室には蛍光灯器具及び換気扇（サーモスタットで作動）を取り付ける事。
④ 臭突用排気ファン所電盤工事。

(5) その他
① 槽上部に設ける マンホール蓋は樹付とする。
② 槽上部に設けるスラブはマンホール廻りのみとする。

9、フローシート（担体流動方式）

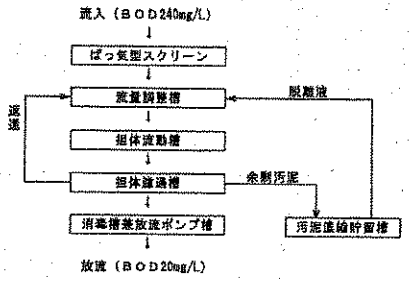

上記フローシートは参考とし、各メーカー仕様に準ずる事。

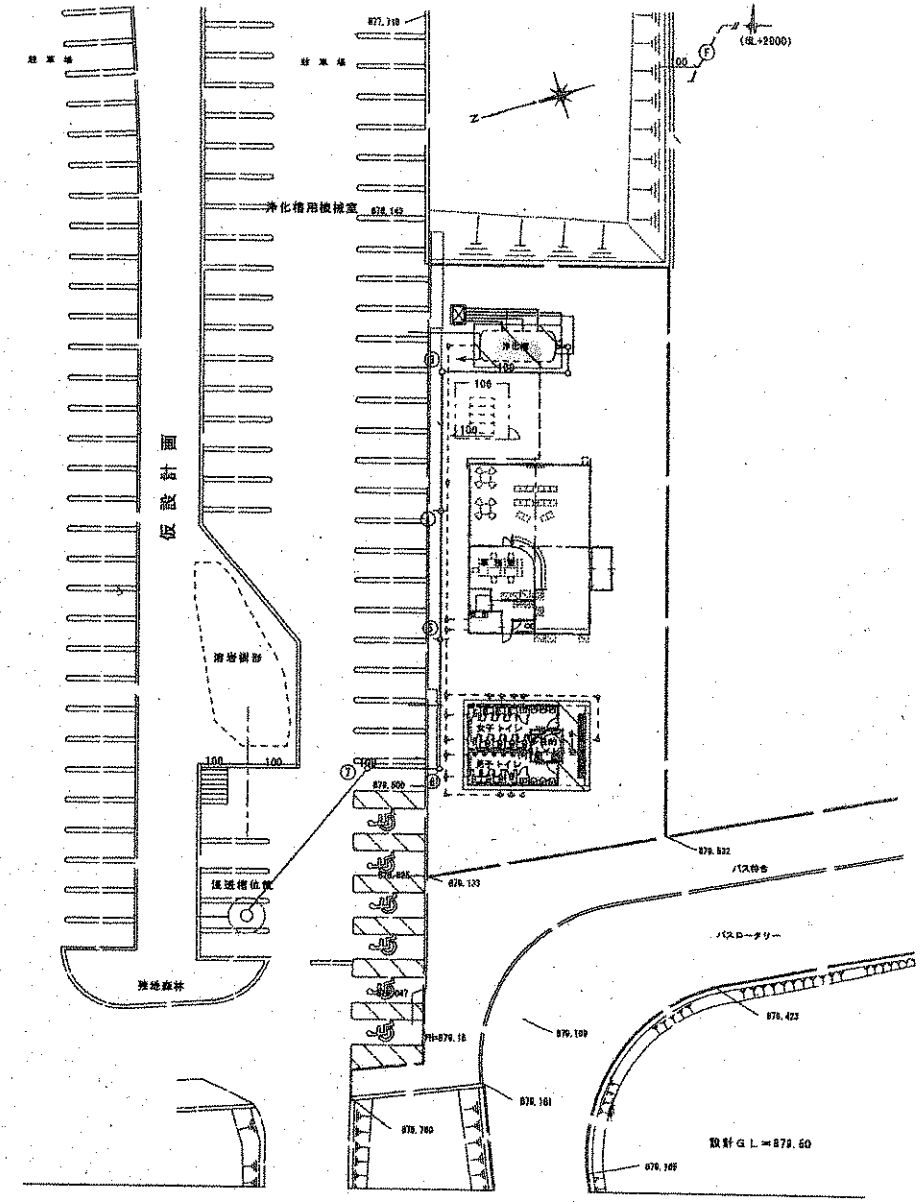

竣工図

検図・月調		承認	設計	担当	事務所		縮尺	S=1/300	工事名称	富士北麓広域周遊観光駐車場インフォメーションセンター他建設浄化槽設置工事	図面番号
					設計		設計年月日		図面名称	浄化槽設計条件・屋外配管図	J－3
					積算						
					設計						

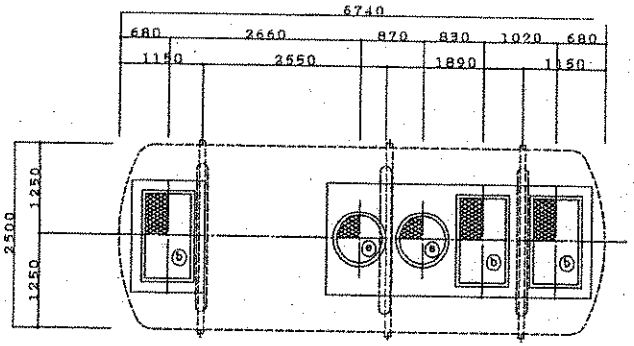

上部平面図 1/50

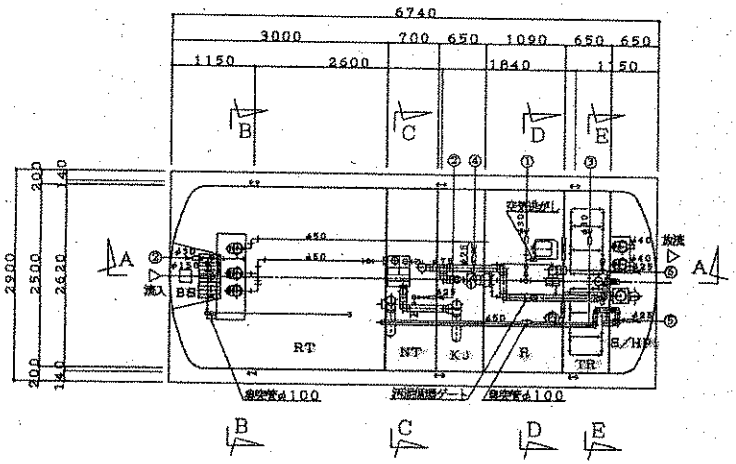

内部平面図 1/50

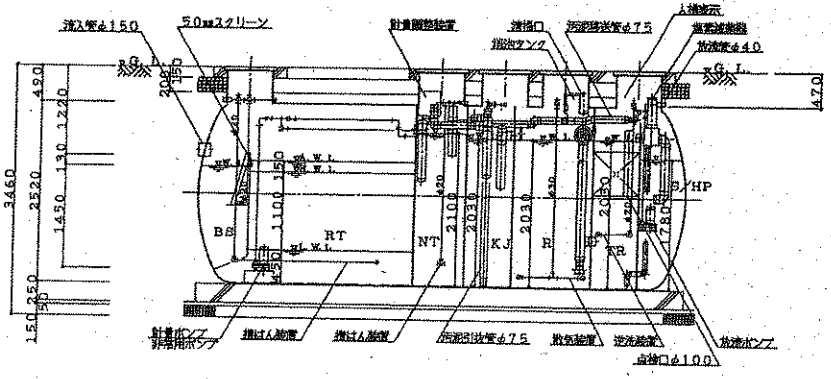

A－A断面図 1/50

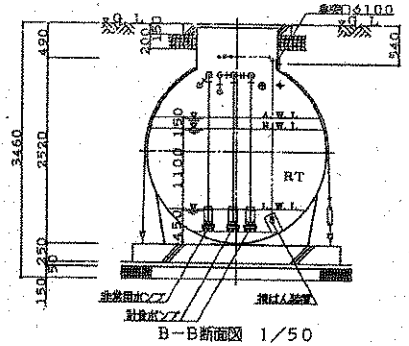

B－B断面図 1/50

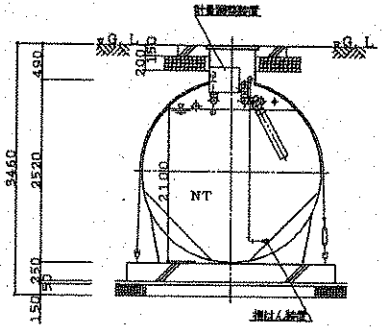

C－C断面図 1/50

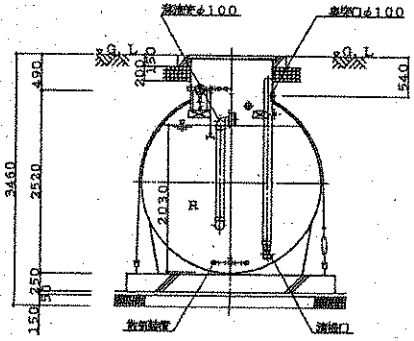

D－D断面図 1/50

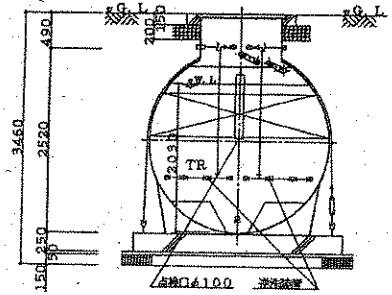

E－E断面図 1/50

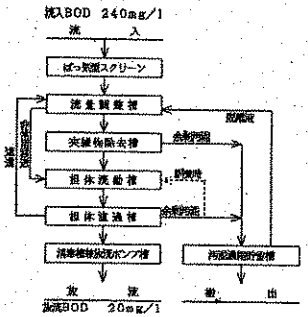

合併処理浄化槽 担体流動・濾過方式
フローシート

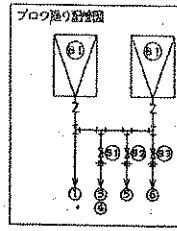

仕様表		
設計番号	TKB2783E	
処理方式	担体流動・濾過方式	
型式名称	フジクリーンプラント PCⅡ-220BX型 (PCN203)	
処理対象人員	220人	
計画汚水量	19m3	
型式認定番号	5-07K-H-008-8	
型式適合認定番号	型01Caf0e1022999	
機器名称	仕様	
ばっ気ブロワ	25AX0．40kWX0．32m3/minX2台	
撹拌ブロワ	13AX0．20KWX0．12m3/minX1台	
計量ポンプ	50AX0．15kWX0．07m3/minX2台	
非常用ポンプ	50AX0．15kWX0．07m3/minX1台	
放流ポンプ	40AX0．15kWX0．07m3/minX2台	

容様表		
記号	槽名称	実有効容量
BS	ばっ気型スクリーン	0．67m3
RT	流量調整槽	6．74m3
KJ	夾雑物除去槽	2．74m3
R	担体流動槽	4．61m3
TR	担体濾過槽	2．54m3
S/HP	消毒槽兼放流ポンプ槽	0．68m3/1．07m3
NT	汚泥濃縮貯留槽	2．77m3

開口整一覧表				
記号	呼称寸法	数量	仕様	材質 蓋色はグレーとする
b	700×1200	3	500K	蓋：FRP、枠：SS（亜鉛メッキ）
e	φ600	2	500K	蓋：FRP、枠：ABS

配管仕様表	
雨出配管（ブロワ廻り）	SGP
土中配管	φ65以下～VP・φ75以上～VU
槽内配管	メーカ仕様

注1）上蓋は歩行者荷重とする。
注2）機器電源は3相200Vとする。総電気容量1．85KW。
注3）図中の" G．L"は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
注4）処理槽からブロワまでの距離は10m以内とする。
注5）流入管・放流管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
注6）真空管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
注7）電気工事は二次側（浄化槽制御盤以降）を浄化槽工事とする。一次側（電源引き込み）は浄化槽工事範囲外とする。
注8）外部警報接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
注9）地盤改良工事、杭工事、地盤改良工事、ウェルポイント工事は別途とする。
注10）現状嵩上げ高さ：200mm、最大嵩上げ高さ：300mm
注11）必要地耐力は47kN/m2以上とする。
注12）散水栓は13mm以上とし、10m以内に設置のこと。設置工事は浄化槽工事範囲外とする。

工事名称	富士山駐車場								
名称	浄化槽設備								
	構造図								
設計年月日	設計	酒井	製図	吉村	承認	酒井		縮尺	1/50
H2303									
フジクリーン工業株式会社							図番	TKB2783E-P	

フジクリーンプラントPC型　保守点検記録票

施設名称				点検日	年　月　日（　）　～
日平均汚水量	m^3/日	対象人員	人	点検者	
天候		気温	℃		

機器名称		電流値 (A)	絶縁抵抗値 (MΩ)	音	振動	空気圧 (kPa)
ばっ気ブロワ	No.1			大・中・小	大・小	
	No.2			大・中・小	大・小	
撹拌ブロワ				大・中・小	大・小	
原水ポンプ	No.1	－		大・中・小	大・小	
	No.2			大・中・小	大・小	
非常用ポンプ				大・中・小	大・小	
計量ポンプ	No.1			大・中・小	大・小	
	No.2			大・中・小	大・小	
放流ポンプ	No.1			大・中・小	大・小	
	No.2			大・中・小	大・小	

制御盤設定値			
担体濾過槽　※引抜時間・回数は、自動で決定			
逆洗	開始時刻	時	
	回数	回/日	
	運転時間	分/回	
引抜	運転時間	分/回	
返還	運転時間	時間/日	
アワーメータ	時間	リセット	有・無
	時間		有・無
備考			

槽名称	点検項目および内容			
ばっ気型スクリーン	異物の有無：有・無	スクリーンの目詰まり：有・無	散気の状況：良・不良	
原水ポンプ槽	異物の混入：無・除去	油脂の浮上：無・少・多	害虫の発生：有・無	
	No1ポンプの故障：有・無	No2ポンプの故障：有・無	フロートスイッチの故障：有・無	
流量調整槽	点検時移流調整量：　L/分	変更後移流調整量：　L/分		
	異物の混入：無・除去	油脂の浮上：無・少・多	散気の状況：良・不良	
	No1ポンプの故障：有・無	No2ポンプの故障：有・無	フロートスイッチの故障：有・無	
	非常用ポンプの故障：有・無	撹拌ブロワの故障：有・無	発泡の有無：有・無	
夾雑物除去槽	スカム浮上状況：有・無	スカム厚：　cm	スカム移送作業：有・無	
	堆積汚泥状況：有・無	汚泥厚：　cm	汚泥移送作業：有・無	
	汚泥引抜エアリフト調整：有・無	バルブ目盛値：　度	清掃：必要有・まだ必要無し	
	水位低下時間実測値：　cm程度／5分　※標準値：φ2000→15cm、φ2500→18cm			
担体流動槽	担体の流動性及びばっ気状況：良・不良（対策：空気逃がしで調整・その他（　））			
	担体の生物膜付着状況：無・有（うっすら・適量・やや多い・担体内部ほぼ生物膜）			
	槽内水性状：良好・SS多い・DO≦3mg/L・白濁・屎尿色・黒色・無色透明			
	発泡の状況：有・無	水位の異常な上昇：有・無	担体分離装置の掃除：有・無	
	No1ブロワの故障：有・無	No2ブロワの故障：有・無	備考：	
担体濾過槽	流出水の状態：良好・SS多い・屎尿色（臭）・嫌気臭・その他（　）			
	汚泥引抜エアリフトの掃除：有・無	返還エアリフトの掃除：有・無	担体分離ネットの掃除：有・無	
	汚泥引抜エアリフトの調整：有・無	バルブ目盛値：バルブ1　度	バルブ2　度	
	返還用エアリフトの調整：有・無	バルブ目盛値：　度	※引抜エアリフト2本の場合がある。	
	逆洗風量調整：有・無		※逆洗ﾊﾙﾌﾞ合計4箇ある場合がある。	
	逆洗バルブ目盛り：放流方向に向かって右側　度、左側　度　※（右2　度、左2　度）			
	汚泥引抜エアリフト一水位低下実測値：　分／15cm水位低下。※標準3分（15cm＝上部ネットの位置）			
	返還エアリフト一水位低下実測値：　分／5cm水位低下。※標準3分			
消毒槽	消毒剤の補充：未実施・実施（補充量：　）		スカムの有無：有・無	
放流ポンプ槽	No1ポンプの故障：有・無	No2ポンプの故障：有・無	フロートスイッチの故障：有・無	
汚泥濃縮貯留槽	スカム厚：　cm	堆積汚泥厚：　cm		
	清掃の必要性：必要有・まだ必要無し	汚泥引抜予定日、引抜量：		

測定項目 / 槽名称（略記号）	水温 (℃)	臭気	色相	pH	DO (mg/L)	残留塩素	透視度 (cm)	採水	備考
流量調整槽 (RT)		微・弱・大							
夾雑物除去槽 (KJ)		微・弱・大							
担体流動槽 (R)		微・弱・大							
担体濾過槽 (TR)		微・弱・大							
消毒槽 (S)		微・弱・大							

【特記事項】

確認印

⑥　機械設備機器保守点検業務仕様書

Ⅰ　受水槽設備機器点検

1　受水槽

(1)仕様　10㎥（2槽式）

(2)保守点検の内容

①層内外を清掃すること。
②消毒を2回散布すること。
③付帯設備を点検すること。
④次の水質検査を行うこと。

項　目	基準値
一般細菌	100個/m l 以下
大腸菌	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10m g / l 以下
鉄及びその化合物	0.3m g / l 以下
塩化物イオン	200m g / l 以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300m g / l 以下
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3m g / l 以下
ｐＨ値	5.8以上8.6以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

(3)保守点検の回数

年1回行うこと。

(4)冬季閉鎖時の対応

観光案内所終了後、12月中旬までに受水槽を2槽式から1槽式へ、バルブ操作により切り替えること。

(5)春季開放作業

3月下旬までに、受水槽を2槽式に戻すこと。

2　沈砂槽

(1)仕様　8㎥（2槽式）

(2)保守点検の内容

①層内外を清掃すること。
②消毒を2回散布すること。
③付帯設備を点検すること。
④1(2)④と同様の水質検査を行うこと。

(3)保守点検の回数

年1回行うこと。

Ⅱ　サンドセパレーター機器点検

(1)保守点検の内容

①缶体ブロー（砂吐き）を行うこと。
②外観の点検を行うこと。
③漏れの有無を点検すること。

(2)保守点検の回数

年８回行うこと。（実施月：４月～１１月）

Ⅲ　滅菌装置（飲料水用）点検

1　保守点検

(1)保守点検の内容

①滅菌ポンプの点検
②注入弁の点検（分解整備を行うこと。）
③ケミカルタンクの点検（薬液を補充すること。）
④残留塩素濃度測定・調整
⑤動作確認

(2)保守点検の回数

年８回行うこと。（実施月：４月～１１月）

2　次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌

(1)殺菌作業の内容

12%の水溶液を適量投入すること。

(2)殺菌作業の回数

４月から３月までの間、必要に応じ行うこと。

Ⅳ　加圧給水装置点検

(1)保守点検の内容

①運転電流値を測定すること。
②電圧を測定すること。
③絶縁抵抗値を測定すること。
④自動運転を確認すること。
⑤圧力タンクの封入圧を点検すること。
⑥異音・振動が無いか確認すること。
⑦水漏れが無いか点検すること。
⑧吐出圧力を確認すること。

(2)保守点検の回数

年２回行うこと。

Ⅴ　空調設備

1　室外機

(1)保守点検の内容

①基礎、固定部を点検すること。
②外観を点検すること。
③冷暖房運転が正常にされることを確認すること。
④制御盤内の電気系統に異常がないか点検すること。
⑤運転電流値を測定すること。

⑥絶縁抵抗値を測定すること。
⑦熱交換器を軽洗浄すること。
⑧異音、振動が無いか確認すること。
⑨ファンが正常に動いているか点検すること。
⑩ガス圧を測定すること。
⑪冷媒配管を目視により点検すること。

(2)保守点検の回数

年２回行うこと。

２　室内機

(1)保守点検の内容

①外観を点検すること。
②フィルターを清掃すること。
③冷暖房運転が正常にされることを確認すること。
④電気系統に異常がないか点検すること。
⑤熱交換器を目視により点検すること。
⑧異音、振動が無いか確認すること。
⑨ファンが正常に動いているか点検すること。
⑩吹き出しが正常であるか確認すること。

(2)保守点検の回数

年２回行うこと。

Ⅵ　換気設備

(1)保守点検の内容

①外観を点検すること。
②エアーフィルターを清掃すること。
③エアーコンプレッサーにてエレメントを清掃すること。
④エレメントの交換時期を確認すること。
⑤異音、振動が無いか確認すること。

(2)保守点検の回数

年２回行うこと。

Ⅶ　冬季閉鎖不凍結処理

(1)次の外トイレに不凍液を投入し、自動水栓を分解の上、不凍栓バルブを閉めること。

①男子トイレ
小便器（6台）、和便器（1台）、洋便器（3台）、掃除用流し（1台）、洗面器（3台）
②女子トイレ
洋便器（7台）、和便器（2台）、掃除用流し（1台）、洗面器（3台）
③多目的トイレ
洋便器（１台）、オストメイト洗浄機（１台）

(2)観光案内所の次の箇所の不凍結処理を行うこと。

①ミニキッチン
②トイレ

(3) 実施時期

１２月中旬までに行うこと。

Ⅷ　春季開放作業

(1) 次の外トイレの分解した機器類を組立て、水張り試運転を行い、排水の水漏れ等を確認すること。

①男子トイレ

小便器（6 台）、和便器（1 台）、洋便器（3 台）、掃除用流し（1 台）、洗面器（3 台）

②女子トイレ

洋便器（7 台）、和便器（2 台）、掃除用流し（1 台）、洗面器（3 台）

③多目的トイレ

洋便器（１台）、オストメイト洗浄機（１台）

(2) 観光案内所の次の箇所の開放作業を行うこと。

①ミニキッチン

②トイレ

(3) 実施時期

３月下旬までに行うこと。

Ⅸ　その他一般事項

(1) 冬季閉鎖期間（12 月から 3 月まで）においても、総合的な保守管理を行うこと。

(2) この仕様書に詳細に述べられていない機器については、別に取扱説明書があるので熟読の上、作業に当たること。

Ⅹ　業務記録

保守点検業務の実施に当たっては、別に定める様式に業務結果を記録すること。

Ⅺ　補修及び報告

機器に故障、損耗が発生した場合には、契約条項に基づいて、県と費用を協議の上、運転を中断することがないように措置をし、遅滞なく状況及び事後措置の内容を県に報告すること。

機械設備機器保守点検スケジュール

保守点検項目	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受水槽設備機器点検	1回		●										
〃　　水質検査12項目	1回		●										
沈砂槽設備機器点検	1回		●										
〃　　水質検査12項目	1回		●										
サンドセパレーター機器点検	8回	●	●	●	●	●	●	●	●				
滅菌装置(飲料水用)点検	8回	●	●	●	●	●	●	●	●				
次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌	4缶		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●
加圧給水装置点検	2回			●			●						
空調設備室外機点検	2回			●			●						
空調設備室内機点検	2回			●			●						
換気設備点検	2回			●			●						
冬季閉鎖不凍結処理	1回												
春季開放作業	1回												
総合保守管理	通年	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●

総合保守管理報告書（冬季閉鎖期間用）

現場名	山梨県立富士北麓駐車場観光案内所・トイレ
保守管理期間	平成　　年　　月　　日から　　月　　日まで
報告者	

保守管理の対象となる機械設備機器	・受水槽設備機器 ・沈砂槽設備機器 ・サンドセパレーター機器 ・滅菌装置（飲料水用） ・加圧給水装置 ・空調設備室外機 ・空調設備室内機 ・換気設備

保守管理の状況	
特記事項	

パッケージエアコン点検報告書

対象機種	室 外 機

現場名	山梨県立富士北麓駐車場観光案内所
点検日	
点検者	

運転状態			冷房　　暖房		切替時期
設置場所			形式		
点検項目			判断基準	判定	結果
室外機	基礎・固定部	亀裂、沈下等	異常が無い		
		固定金具、ボルト	劣化、緩みが無い		
		防振材、ストッパー等	劣化、緩みが無い		
	本体	外観の状況	腐食、変形、破損等の劣化がない		
		熱交換器	破損、目詰まり等が無い		
		動力回路絶縁抵抗	1MΩ以上である		MΩ
		音及び振動	異常がない		
	電動機・圧縮機	主電源電圧	電圧の変動が定格(200 V)の10%以内である		V
		主電流	定格(　A)の115%以下である		A
		圧縮機電流	定格(　A)の115%以下である		A
		冷媒ガス	高圧側圧力		Mpa
			低圧側圧力		Mpa
			ガス漏れは無いか		
		冷媒配管	配管に損傷等の劣化がない		
	送風機	異音・振動	異常がない		
		羽根車	損傷、振動等が無い		
		絶縁抵抗値測定	1MΩ以上である		MΩ
特記事項					

パッケージエアコン点検報告書

対象機種	室 内 機

現場名	山梨県立富士北麓駐車場観光案内所
点検日	
点検者	

点検項目			判断基準		結果
設置場所			形式		冷房　暖房
室内機	外観の状況		腐食、変形、破損等の劣化がない		
	電機系統	操作回路絶縁抵抗	1MΩ以上である		MΩ
		端子	緩み、変色がない		
	送風機		異音・振動が無い		
	エアーフィルター		汚れ及び損傷等の劣化がない		
	風速				m/s
	吹き出し温度				℃
	音及び振動		異常がない		
	熱交換器		汚れ　詰まり等が無いか		
特記事項					

点検項目			判断基準		結果
設置場所			形式		冷房　暖房
室内機	外観の状況		腐食、変形、破損等の劣化がない		
	電機系統	操作回路絶縁抵抗	1MΩ以上である		MΩ
		端子	緩み、変色がない		
	送風機		異音・振動が無い		
	エアーフィルター		汚れ及び損傷等の劣化がない		
	風速				m/s
	吹き出し温度				℃
	音及び振動		異常がない		
	熱交換器		汚れ　詰まり等が無いか		
特記事項					

平成　　年　　月　　日

サンドセパレーター点検作業報告書

標記点検作業を実施いたしましたので、報告いたします。

実　施　日	平成　　年　　月　　日　　：　　～　　：		
作業実施者			
使　用　機　器　等			
除砂装置	機種	サイクロン　ＲＳ－１０型（日本錬水㈱）	
	経由	井戸ポンプから受水槽への給水配管途中に設置	
	能力	処理水量　10㎥/h	
点検項目	実施内容	不具合報告	結果
砂抜きバルブ			
配管廻り			
覗き窓			
本体			
量水器　　㎥（前回　　㎥）　使用水量　　㎥			
備考			

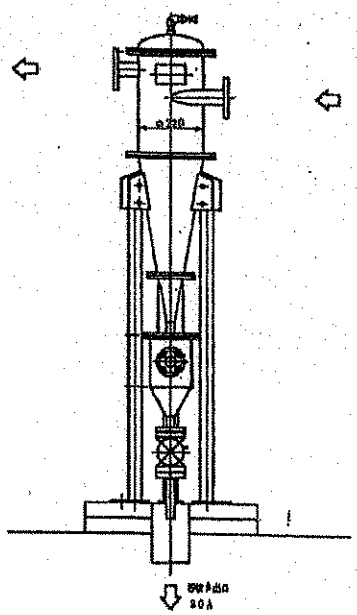

井戸ポンプ給水量（受水槽給水量）量水器にて確認　155L/min　H23,9,28現在

現場確認者	印

【判定マーク　：　○=異常無し　△=要注意　×=異常あり　＃=調整中】

平成　　年　　月　　日

滅菌装置点検作業報告書

標記点検作業を実施いたしましたので、報告いたします。

実　施　日	平成　　年　　月　　日　　：　　～　　：			
作業実施者				
使　用　機　器　等				
滅　菌　機	機種	DSP-1P-2　　No.9184　　MAX　120spm　　22.8ml/min　　200V		
	運転方法	井戸ポンプと連動運転		
	設定	10L　1パルス　1ショット	ストローク	
ケミカルタンク	Y-50K　　No.1009　　次亜塩素濃度　6%溶液　　希釈倍率　0			
滅　菌　液	点検時　　リットル		補充　　リットル	
点検項目	実施内容		不具合報告	結果
滅菌ポンプ点検				
注入弁点検				
ケミカルタンク点検				
残留塩素濃度	受水槽ドレン　　ppm		管理棟キッチン水栓　　ppm	
	前回　　ppm		前回　　ppm	
動作確認				
備考				
現場確認者	印			

【判定マーク　：　○=異常無し　　△=要注意　　×=異常あり　　＃=調整中】

■給水加圧装置点検　　《 現場名 》

保 守 点 検 表

実施日 平成　年　月　日

ポンプ		電動機	
型式		出力	kw
ポンプ名称		周波数	50 Hz
製造No.		相・電圧	φ V
口径		電流	A
全揚程	m	極数	φ P
揚水量	m^3/min	回転数	r.p.m
回転数	r.p.m	形式	
		メーカ名	
点検者　　印		起動方法	直入・人 △

装置名	点検項目	点検結果	判別基準　A.要調整 B.要清掃 C.要取替 D.要修理	
ポンプ	異常音・異常振動	有 ・ 無	・羽根車偏磨耗(A・C)・ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ破損(C) ・羽根車の異物のかみ込み(B)	
	揚水量	良 ・ 否	・羽根車の異物のかみ込み(B) ・逆回転(A)　羽根車の磨耗(C)	
	潤滑油	油量　油状態 良・否 洗浄・汚濁	・軸封装置の損傷・磨耗(C)	
	羽根車の損傷・磨耗	有 ・ 無	・揚水量低下(C)	
	サクションカバーの損傷・磨耗	有 ・ 無	・揚水量低下(C)	
	封軸装置の損傷・磨耗	有 ・ 無	・油量減少　・オイルの白濁・汚濁(C)	
	ストレーナーの目づまり	有 ・ 無	・揚水量低下(B)	
電動機	絶縁抵抗　10MΩ以上	MΩ 良 ・ 否	・キャブタイヤ損傷(C) ・モータ内浸水(D)	
	電源電圧　２００Ｖ　１０％	V 良 ・ 否		
	電流値　Ａ　以下	A 良 ・ 否	・逆転(A)　・異物のかみ込み(B)	
	キャブタイヤケーブルの損傷	有 ・ 無	・絶縁抵抗値低下(C)	

装置名	点検項目	1回／1日	1回／7日	1回／1ヶ月	1回／6ヶ月	実施日	備考
ポンプ	異常音・異常振動の有無						
	揚水量・良・否						
	潤滑油・良・否						
	羽根車の損傷・磨耗の有・無						
	ｻｸｼｮﾝｶﾊﾞｰの損傷・磨耗の有・無						
	軸封装置の損傷・磨耗の有・無						
	ストレーナーの目づまりの有・無						
電動機	絶縁抵抗の良・否						
	電源電圧の良・否						
	ｷｬﾌﾞﾀｲﾔｹｰﾌﾞﾙの損傷の有・無						

備考

現場確認　　印

沈 砂 槽 点 検 報 告 書

現場名

点検者　　印　　点検日　　年　　月　　日

点検項目			判断基準	判定	不良内容等
基礎・固定部	コンクリート		き裂、沈下がない		
	固定金具、ボルト		劣化、緩みがない		
	架　台		さび、腐食、たわみ、隙間がない		
	基　礎		水平度の確認、不等沈下がない		
外観の状況	水漏れ		水漏れがない		
	接合金具、接合ボルト		緩み、腐食がない		
	外　面		さび、腐食、損傷等がない		
	内　面		腐食、損傷がない		
	マンホール		密閉状態が良好である		
			施錠してある		
付属品	ボールタップ、定水位弁		浸水がない		
			変形、損傷等がない		
			水漏れがない(給水停止時)		
			衝撃がない(給水停止時)		
	水面制御及び警報装置(フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒)		汚れがない		
			接続部の緩みがない		
			腐食、損傷等がない		
			正常に作動する		
	塩素滅菌器	ボール弁	正常に作動する		
		サイホンブレーカー	正常に作動する		
配　管			変形、腐食、損傷等がない		
			防虫網の詰まりがない		
			防虫網の腐食、損傷等がない		
水質検査残留塩素	色　度		5度以下である		
	濁　度		2度以下である		
	臭　気		異常でない		
	味		異常でない		
	残留塩素の含有率		遊離残留塩素の場合は 0.2mg／ℓ 以上である 結合残留塩素の場合は 1.5mg／ℓ 以上である		

提案事項

現場確認者　　印

判定マーク:○＝異常なし、△＝要注意、×＝異常あり、－＝該当箇所なし

受 水 槽 点 検 報 告 書

現場名

点検者　　印　　点検日　　年　　月　　日

点検項目			判断基準	判定	不良内容等
基礎・固定部	コンクリート		き裂、沈下がない		
	固定金具、ボルト		劣化、緩みがない		
	架　台		さび、腐食、たわみ、隙間がない		
	基　礎		水平度の確認、不等沈下がない		
外観の状況	水漏れ		水漏れがない		
	接合金具、接合ボルト		緩み、腐食がない		
	外　面		さび、腐食、損傷等がない		
	内　面		腐食、損傷がない		
	マンホール		密閉状態が良好である		
			施錠してある		
付属品	ボールタップ、定水位弁		浸水がない		
			変形、損傷等がない		
			水漏れがない（給水停止時）		
			衝撃がない（給水停止時）		
	水面制御及び警報装置（フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒）		汚れがない		
			接続部の緩みがない		
			腐食、損傷等がない		
			正常に作動する		
	塩素滅菌器	ボール弁	正常に作動する		
		サイホンブレーカー	正常に作動する		
配　管			変形、腐食、損傷等がない		
			防虫網の詰まりがない		
			防虫網の腐食、損傷等がない		
水質検査残留塩素	色　度		5度以下である		
	濁　度		2度以下である		
	臭　気		異常でない		
	味		異常でない		
	残留塩素の含有率		遊離残留塩素の場合は 0.2mg／ℓ 以上である 結合残留塩素の場合は 1.5mg／ℓ 以上である		

提案事項

現場確認者　　印

判定マーク：○＝異常なし、△＝要注意、×＝異常あり、－＝該当箇所なし

受水槽　の清掃・消毒作業完了報告書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

実　施　者

登録番号

所　在　地

報　告　者　　㊞

報告年月日　　平成　年　月　日

作業実施日時	平成　年　月　日	作業時間　：　～　：	天候
施工実施場所、建物名			
責任者及び担当者	氏名		
使用機器、機材			

実施前点検状況	
受水槽	容量　m^3 有効容量　m^3
	容量　m^3
その他	
遊離残留塩素（ＰＰＭ）	PPM　採水場所

実施状況		
	外観	
	内部概況	
	壁面	
	床面	

⑦　浄化槽汚泥処理業務仕様書

１．対象物件

（１）名　称　　富士北麓駐車場浄化槽
（２）方　式　　担体流動・濾過方式
（３）型式名称　　ＰＣⅡ－220ＢＸ（フジクリーン工業株式会社）
（４）対象人員　　220人
（５）汚水量　　13㎥（うち夾雑物除去槽は2.74㎥、汚泥濃縮貯留槽は2.77㎥）

２．業務の内容

浄化槽保守点検業者の指示により、汚泥濃縮貯留槽等より汚泥を引抜き、富士吉田市環境美化センターへ搬入する。

３．報告書類

処分業者に業務報告書を提出させるものとし、次の書類を添付させるものとする。
（１）富士吉田市環境美化センターの発行する搬入証明書
（２）作業写真

４．留意事項

富士スバルラインマイカー規制期間中は、トイレの利用者が増加するため、浄化槽の状態を定期的に確認しすることとし、夾雑物除去槽、汚泥濃縮貯留槽が一杯でなくても、異物等の混入を認めた場合等は、早めに汚泥を抜き取るようにすること。

⑧自家用電気工作物の保安管理業務仕様書

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	
				A	B
受電設備（第一受電設備以降を含む）	区分開閉器 引き込み線等 （架空電線、支持物 ケーブル）	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○※	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		漏えい電流測定	○	○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力用コンデンサ及びリアクトル	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	配電盤 制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		継電器と遮断器等との連動試験		○	○
		計器校正試験			○
		電圧、負荷電流測定	○	○	○
	受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○	○

⑨　富士北麓駐車場（第３駐車場）芝生管理業務仕様書

１　管理業務は、下表の業務項目を、別紙「富士北麓駐車場芝生管理業務スケジュール」に従い行うこと。ただし、天候等の状況により、県と協議の上、スケジュールを変更することは可能である。

２　留意点

(1)　当駐車場は、イベント等で貸し出すことがあるので、作業日程は必ず県に協議の上、決定すること。

(2)　特に、富士スバルラインのマイカー規制期間中は、専用駐車場となるので、7，8 月に行う作業については、作業日程のほか、方法等についても、県と協議を行うこと。

項　目	数量	回数	仕　様
芝刈り	30,504 ㎡	年６回	縁刈り含む ５～９月
施肥	20,336 ㎡	年４回	有機化成（N8%:P8%:K8%）　40g/㎡ ５～８月
除草（薬剤）	15,252 ㎡	年３回	ﾊﾞﾅﾌｨﾝ　0.6ml/㎡ ﾄﾘﾒｯｸF　0.4ml/㎡　混合 ５月，７月，１１月
虫害予防（薬剤）	10,168 ㎡	年２回	幼虫用　ﾀﾌﾊﾞﾘｱﾌﾛｱﾌﾞﾙ 0.2ml/㎡ 成虫用　ｽｶｳﾄﾌﾛｱﾌﾞﾙ　0.2ml/㎡ ６月，８月
目土散布	5,084 ㎡	年１回	川砂　厚さ3mm １１月
灌水	必要量	年 10 回	水汲み・散水機器含む ７月～１２月（必要に応じ冬季にも行なうこと）
転圧	5,084 ㎡	年１回	3tローラー ３月
冬期見回り	４回	12 月～ ３月	芝生の状態を確認し、必要に応じた措置を行なうこと。

＊富士北麓駐車場（第３駐車場）の面積は、5,084 ㎡

富士北麓駐車場芝生管理業務スケジュール

項　目	回数	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
刈り込み	年6回	●	●	● ●	●	●						
施肥	年4回	●	●	●	●							
除草（薬剤）	年3回	●		●				●				
虫害予防（薬剤）	年2回		●		●							
目土	年1回							●				
灌水	年10回			● ●	● ● ●	●	●	●	●			
転圧	年1回											●
冬期見回り	4回								●	●	●	●

※富士スバルラインマイカー規制期間中は、原則として作業は行えないが、 灌水その他必要な作業については、県と方法その他を協議の上、行なうものとする。

※天候等の状況により、スケジュールを変更する必要がある場合は、県に協議すること。